

# 町田市消費生活センタ・

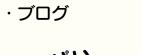
市民ボランティアの運営委員と市が協働で運営しています

消費生活センタ・

イベント情報

# SDGs 達成のために

- 参加費無料(実費必要の場合あり)
- ◆保育あり(事前申し込み必要)
- ご案内はこちら
- ・広報まちだ
- ・センターだより
- ・チラシ
- ・ホームページ
- ・ブログ





ボランくん









運営協議会はこんなことにも



旬にこだわろう



S.O.S!

アニマルウェルフェア を知ろう(写真は平飼い養鶏)

「暮らしのレスキューサービス」



町田の野菜

食べて応援



# に時には相談しよう

消費生活センターでは契約など 消費生活に関するご相談を受けています。

トイレが詰まったのでインターネットで検索し、料金は

4000円からと書いてあった事業者に来てもらった。作業

の前に30万円だと言われて驚いた。仕方がないと思い支

トイレの詰まりや水道のトラブル、鍵の紛失、ネズミが出 たなどの急なトラブルに遭遇した際、インターネットで調べ たいわゆる「暮らしのレスキューサービス」に依頼し、高額

な請求を受けたという相談が多数寄せられています。料金に

納得できない場合は、支払わずに交渉しましょう。地元の管

工事組合、ペストコントロール協会などで日頃から事業者を

払った。やはり納得できないので返金してほしい。



#### 副業のトラブルにご注意

インターネットで動画を見るだけで簡単に稼げ るという副業を見つけ申し込んだ。仕事のために 75万円が必要と言われた。お金がないと伝えた ら、スマートフォンの画面共有ソフトで消費者金 融からお金を借りさせられ支払った。返金してほ

「誰でも簡単に楽に稼げる」仕事はありません。連絡がとれない、 相手はいても対応が困難な事業者も年々増えています。仕事を するために高額な支払いをするよう言われても、うのみにせ ず、うまい話には乗らないようにしましょう。

定期購入など通信販売のトラブルにご注意

スマートフォンの SNS の広告で、定期縛り

のない 1980 円の美容液を見つけた。申し込

む途中で、さらにお得なコースを案内された。

商品が届いたが、申し込んだコースは7回の

縛りがある契約だと分かった。解約の電話をか

契約のトラブルは

### 「消費生活センター」へ

### **2042-722-0001**

時間

★クレジット会社にも

同時に通知する。

★特定記録等の郵便、

または電磁的方法(電

子メール·SNS等)

を使い、通知した記

録と文面を保存して

おく。

月曜日~土曜日

(土曜日は電話相談のみ)

午前9時~正午

午後1時~4時

# 電盤の点検商法に注意!

調べておくとよいでしょう。



分電盤の無料点検をすると電話があり 承諾した。後日訪問され点検後に、この ままでは壊れる、交換の必要があると言 われ不安になって新しい分電盤に交換す る契約をした。90万円と高額だったの で不安だ。



けたが話し中で通じない。 相変わらず定期購入に関するトラブルは多いですが、最近は入力途中で別の お得なコースを案内され、高額な縛りのある契約をしてしまったという相談が 増えています。SNS の広告にとらわれず、申し込む際は、購入条件や返品特約、 最終確認画面をよく確認しましょう。通信販売はクーリング・オフが出来ませ

無料の点検だからと気軽に応じると、点検後断ることが難しい状況に追い込 まれることもあります。身分を偽り電話や訪問をする場合もあるのできっぱり と断るようにしましょう。点検後に料金が発生する契約を勧められてもすぐ 契約せず、家族や信頼できる人に相談しましょう。分電盤は電力会社による4 年に一度の法定点検が定められています。費用は無料です。

**訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけれど解約したい…** 

#### そんなときは、クーリング・オフ制度を利用しましょう。

**クーリング・オフ**とは、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等も含む)・・・8日間 電話勧誘販売…8日間 マルチ商法…20日間

特定継続的役務(エステティックサロン、一部の美容医療サービス、 語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、 結婚情報サービス)・・・8日間

業務提供誘引販売(内職商法、モニター商法)・・・20日間

訪問購入取引…8日間

ん。ご注意を*!* 

- ●クーリング・オフの期間が経過した場合でも、マルチ商法と特定継続的役務は中途解約できます。
- ●さらに事業者が嘘を言ったり、脅したりして契約した時は、クーリング・オフ期間が過ぎても解約が可能な 場合があります。

※店舗販売、通信販売は、原則クーリング・オフできません。

き取って下さい。
円を返金して下され。 令 **契** 和 約 年院通 月書 X X X Z Z X X X X X X 商品は引 日

# 消費生活問前学習会

「だまされないで!町田市の相談事例と対処法」、「高齢 者を狙う悪質商法と被害発見のポイント」など

費用無料

開催時間 原則、平日の午前10時から午後4時の1~2時間程度 **開催場所** みなさまのところに出向きます。会場はご用意ください。

詳しくは消費生活センター ☎042-725-8805 へお問い合わせを

#### 主文なで困ったら すぐにご相談ください



消費生活センターでは、多重債務解決に向けて町田弁護士クラブ、 東京司法書士会町田支部と連携事業を行っています。

センターが確実に相談者と専門家をつなぎ、迅速かつ効果的な問題 解決に導きます。

開始以来、多くの方がこの制度をご利用されています。多重債務問 題は解決できます。お気軽にご相談下さい。

消費生活センターは中立・公平な立場で助言・あっせんを行うところです。事業者への指導権限はありません。